

【 第 2 8 回中標津町まちづくり町民会議報告 】

日時：平成 2 3 年 5 月 2 7 日（金） 1 9 : 0 0 ~ 2 1 : 4 0

場所：中標津町役場 3 階 3 0 1 号会議室

出席者： 2 2 名（中標津町まちづくり町民会議委員 1 3 名、ファシリテーター 1 名（東田）
職員プロジェクト 3 名、事務局 5 名）

< 会議次第 >

1 開 会

2 開会挨拶

3 議 題

(1) 前回の振り返り

(2) 全体討議

条文の確認について

- ・ 第 1 章 総則
- ・ 第 2 章 基本原則に基づく制度
- ・ 第 3 章 町民
- ・ 第 4 章 町民及び町民活動団体
- ・ 第 6 章 行政

議会に対する意見内容の確認について

- ・ 第 5 章 議会

条文の内容について

- ・ 第 7 章 行政運営の原則
 - 第 2 5 条 説明責任
 - 第 2 6 条 協働の推進
 - 第 2 7 条 総合計画
 - 第 2 8 条 財政運営
 - 第 2 9 条 出資法人等
 - 第 3 0 条 政策法務
 - 第 3 1 条 職員の任用及び育成
 - 第 3 2 条 行政手続
 - 第 3 3 条 行政評価
 - 第 3 4 条 危機管理
- ・ 第 8 章 交流及び連携・協力
 - 第 3 5 条 国及び北海道都の連携協力
 - 第 3 6 条 他市町村との連携協力
 - 第 3 7 条 諸団体との連携協力
 - 第 3 8 条 国内外との交流
- ・ 第 9 章 条例の見直し

- 第39条 条例の見直し
- 第40条 中標津町民自治推進会議
- ・第10章 条例の位置づけ
- 第41条 条例の位置付け
- ・前文
- (3) 今回の振り返りと次回の確認
- 4 閉会挨拶
- 5 閉 会

<配布資料>

- ・第1章 町民会議修正案
- ・第2章 町民会議修正案
- ・第3章 町民会議修正案
- ・第4章 町民会議修正案
- ・第6章 町民会議修正案
- ・第5章 議会に対する意見
- ・第7章 ですます調修正案
- ・第8章 ですます調修正案

<会議結果報告>

- 1 開会
- 2 挨拶： 杉本会長
- 3 議題<進行：東田ファシリテーター>

(1) 前回の振り返り

東田ファシリテーターより報告書にて説明

(2) 全体討議

条文の確認について

・第1章 総則

変更部分を事務局より説明。

条文について、確認し、町民会議案とした。

([第1章町民会議修正案 \(P 6 \)](#))

・第2章 基本原則に基づく制度

提案部分を事務局より説明。

条文について、確認し、町民会議案とした。

([第2章町民会議修正案 \(P 8 \)](#))

[全体討議風景]



- ・第3章 町民
条文について、確認し、町民会議案とした。
([第3章町民会議修正案 \(P 1 2 \)](#))
- ・第4章 町内会及び町民活動団体
条文について、確認し、町民会議案とした。
([第4章町民会議修正案 \(P 1 3 \)](#))
- ・第6章 行政
条文について、確認し、町民会議案とした。
([第6章町民会議修正案 \(P 1 5 \)](#))

意見内容の確認について

- ・第5章 議会
別紙のとおり確認し、議会へ提出する資料とすることとした。
([第5章意見内容 \(P 1 7 \)](#))

条文の内容について

- ・第7章 行政運営の原則
事務局より内容を説明。
条文について、検討し、町民会議案とした。
([第7章ですます調修正案 \(P 1 9 \)](#))

<p>第3章 町民 (町民の役割) 第13条 町民は、自治の実現に主体としての役割を自覚し、町民相互の自主性と自立性を尊重するとともに、町民が主体の自治の実現を図ります。 4 町民は、災害等の緊急時において、相互に助け合い、行動するため防災等に対する意識の高揚を図ります。</p>	<p>行政運営の原則 (危機管理)より</p>
<p>第4章 町内会及び町民活動団体 (町内会及び町民活動団体の役割) 第15条 町内会及び町民活動団体は、地域社会において自ら考え、行動し、自治活動の拡充に取り組みます。 5 町内会及び町民活動団体は、災害等の緊急時において、地域における連携協力体制の構築、充実に努めます。</p>	
<p>第7章 行政運営の原則 (説明責任) 第25条 行政は、町民に対し、行政運営に関する内容と経過を分かりやすく説明する責任を有します。</p>	
<p>(協働の推進) 第26条 行政は、町民と協働して地域社会における課題の解決を図るために必要な措置を講じ、町民の自主的及び自立的な活動を尊重しなければなりません。</p>	

(総合計画)

第27条 町長は、行政運営を総合的かつ計画的に運営するため、議会の議決を経て基本構想及び基本計画を定め、その実現を図るための実施計画を定めます。

3 行政は、総合計画その他の計画の策定にあたっては、多くの町民の意見を反映させるため、町民参加を積極的に進めます。

4 行政は、総合計画その他の計画の実施にあたっては、進行状況を適切に把握し、毎年当該計画の内容について見直しをすると共に、町民に分かりやすく公表します。

(財政運営)

第28条 行政は、財政運営の状況を分析し、財政運営に関する計画を定めることにより、財政の健全な運営を行います。

2 行政は、前項に基づいて、予算を編成し、財源及び財産の効果的かつ効率的な活用を行わなければなりません。

(出資法人等)

第29条 行政は、行政が出資、補助及び職員の派遣を行っている法人その他の団体(以下「出資法人等」といいます。)に関し、その運営状況等を定期的に公表するとともに、出資内容、補助内容及び派遣の目的、効果及び必要性について定期的に調査、検討を行い、その結果を公表します。

(政策法務)

第30条 行政は、必要に応じて条例、規則その他の規程(以下「条例等」といいます。)の制定及び改廃を行ない、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用を行います。

(職員の任用及び育成)

第31条 行政は、校正かつ適正な手続きにより職員を任用します。

2 行政は、職員の適材適所の配置を行うとともに、研修の充実により、必要な能力の向上を図ります。

(行政手続)

第32条 行政は、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。

2 前項に規定する手続に関して共通する事項は、別に条例で定めます。

(行政評価)

第33条 行政は、事務及び事業について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を予算、事務及び事業へ反映させます。

(危機管理)

第34条 行政は、災害等の緊急時に備え、町民の生命、身体及び財産の安全性の確保と向上を図り、総合的かつ機能的な危機管理体制の整備を行います。

2 行政は、危機管理の体制を強化するため、町民の危機管理に対する意識を醸成し、町民、関係団体等との連携を図ります。

・第8章 交流及び連携・協力

事務局より内容を説明。

条文について、検討し、町民会議案とした。

(第8章ですます調修正案(P23))

<p>第8章 連携及び交流</p> <p>(国及び北海道との連携)</p> <p>第35条 議会と行政は、必要に応じて国及び北海道に対して、適切な措置を講じるよう提案し、相互に連携を図ります。</p>
<p>(他の市町村との連携)</p> <p>第36条 議会と行政は、共通する課題の解決を図るため、他の市町村と相互に連携を図ります。</p> <p>2 行政は、広域的な課題を解決するため、他の市町村と共同で組織を設置できるものとします。</p>
<p>(国内外との交流)</p> <p>第37条 町民、議会及び行政は、国内外の様々な人々や団体との交流を深め、その活動によって得た経験、知識及び技術を活かします。</p>

〔全体討議風景〕



(3) 今回の振り返りと次回の確認

東田ファシリテーターより説明

次回以降の町民会議の日程は、下記のとおり予定しております。

第29回 平成23年 6月 8日(水) 役場3階301号会議室

第30回 平成23年 6月 9日(木) 役場3階301号会議室

(4) その他

特になし。

4 閉会挨拶：飯島副会長

5 閉 会

第1章 総則 討議案

試案	全体討議案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、中標津町の自治の基本理念及び基本原則を定め、町民の権利及び役割並びに議会及び行政の責務を明らかにするとともに、それぞれの基本的な事項及び制度を定めることにより、町民が主体の自治の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、中標津町の自治の基本理念と基本原則を定め、町民の権利と役割、議会と行政の責務を明らかにし、それぞれの基本的な事項と制度を定めることにより、町民が主体の自治の実現を図ることを目的とします。</p>
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 町民 町内に住所を有する者、町内で働き、又は学ぶ者及び町内で活動する法人その他の団体をいう。</p> <p>(2) 議会 選挙で選ばれた町議会議員によって構成される議決機関をいう。</p> <p>(3) 行政 町長、執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会)をいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の定義を、次のとおりとします。</p> <p>(1) 町民 町内に住所を有する人(以下「住民」という。)町内で働き、又は学ぶ人及び町内で活動する法人その他の団体をいいます。</p> <p>(2) 議会 選挙で選ばれた町議会議員によって構成される議決機関をいいます。</p> <p>(3) 行政 町長及び執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、及び固定資産評価審査委員会及び補助機関)及び補助機関をいいます。</p> <p>(4) 情報共有 議会と行政が公開する情報を、町民、議会及び行政が内容、量ともに同じ情報を持つことをいいます。</p> <p>(5) 町民参加 町民が暮らしやすい地域社会をつくるために、主体的にかかわり、行動することをいいます。</p> <p>(6) 協働 町民、議会及び行政が共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任により、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。</p>

第1章 総則 討議案

試案	全体討議案
<p>(自治の基本理念)</p> <p>第3条 私たちは、中標津町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げる事項によって町民が主体の自治を推進することを基本とする。</p> <p>(1) 私たちのまちは、私たちが創造するという明確な意思を持って考え、行動し、互いに支え合い、安心して暮らせる、住みよい中標津町の実現をめざします。</p> <p>(2) 協働の精神を大切にして、課題を見いだし、解決に努め、常に進歩する町民が主体の自治をめざします。</p> <p>(3) 町民が主体の自治を、次世代に引き継いでいくという意思のもとに、継続可能な地域社会の創造をめざします。</p>	<p>(自治の基本理念)</p> <p>第3条 町民、議会及び行政は、中標津町民憲章の精神を尊重し、町民が主体の自治を推進することを基本とします。</p>
<p>(自治の基本原則)</p> <p>第4条 町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、中標津町の自治の実現を図るものとする。</p> <p>(1) 情報共有の原則 町民、議会および行政は議会及び行政が保有する情報を共有すること。</p> <p>(2) 町民参加の原則 町民の参加の下に行政運営が行われること。</p> <p>(3) 協働の原則 町民、議会及び行政がそれぞれの役割及び責任に応じ、対等な関係で協力すること。</p>	<p>(自治の基本原則)</p> <p>第4条 町民、議会及び行政は、次の原則に基づき、中標津町の自治の実現を図ります。</p> <p>(1) <u>情報共有 町民、議会及び行政が、議会と行政が保有する情報をお互いに共有すること。</u></p> <p>(2) <u>町民参加 町民の参加により行政運営が行われること。</u></p> <p>(3) <u>協働 町民、議会及び行政がそれぞれの役割と責任により、対等な関係で協力すること。</u></p>

第 2 章 基本原則に基づく制度

試案	全体討議案
<p>(情報共有及び公開)</p> <p>第 5 条 議会及び行政は、その保有する情報が町民と共有する財産であることを認識するとともに、正しい、分かりやすい情報を積極的に公開するため、次に掲げる制度を設けるものとする。</p> <p>(1)議会及び行政の情報を正確に分かりやすく提供する制度</p> <p>(2)議会及び行政の会議を公開する制度</p> <p>(3)町民の意見や提案(以下「意見等」という。)が行政運営に反映される制度</p> <p>(4)議会及び行政が保有する文章その他の記録を請求する制度</p> <p>2 議会及び行政は、その保有する情報を統一した基準により管理し、保存しなければならない。</p> <p>3 第 1 項各号に関して必要な事項は、別に条例等で定める。</p>	<p>(情報共有及び公開)</p> <p>第 5 条 議会と行政は、正しく、分かりやすい情報を積極的に公開するため、次の制度を設けます。</p> <p>(1)議会と行政の情報を正確に分かりやすく伝える制度</p> <p>(2)議会と行政の会議を公開する制度</p> <p>(3)議会と行政が保有する文書その他の記録を町民が請求する制度</p> <p>(4)町民の意見や提案が行政運営に反映される制度</p> <p>2 議会及び行政は、その保有する情報を統一した基準により管理し、保存しなければなりません。</p> <p>3 第 1 項の各号に関して必要な事項は、別に条例で定めます。</p>
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第 6 条 議会及び行政は、町民の個人情報の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、その保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の収集、利用その他の取扱いを適正に行うものとする。</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第 6 条 議会と行政は、町民の権利や利益が侵害されることのないよう、議会と行政がもつ個人情報を保護しなければなりません。</p> <p>2 個人情報の保護に に関して必要な事項は、 別に 条例で定めます。</p>

第2章 基本原則に基づく制度

試案	全体討議案
<p>(意見等への対応)</p> <p>第7条 議会及び行政は、町民参加によって寄せられた意見等を総合的に検討するものとする。</p> <p>2 議会及び行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかにかつ多様な方法を用いて次の事項を公表するものとする。ただし、前条の規定により公表することが適当でないとき認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 意見等の内容</p> <p>(2) 意見等の検討結果及びその理由</p>	<p>(町民の意見や提案への対応)</p> <p>第7条 議会と行政は、町民参加によって寄せられた意見や提案に対し、誠実かつ迅速に対応し、総合的に検討します。</p> <p>2 議会と行政は、意見や提案の検討を終えたときは、速やかに多様な方法を用いて、意見や提案の内容、検討結果及びその理由を公表します。ただし、条例の規定により公表することが適当でないとき認められたときは、この限りではありません。</p>
<p>(町民参加の推進)</p> <p>第8条 議会及び行政は、次の事項を実施する場合は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、町民の参加を推進し、意向を反映するものとする。</p> <p>(1) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止をするとき</p> <p>(2) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定するとき</p> <p>(3) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法などの決定をするとき</p> <p>(4) 総合計画及び分野別の基本的な計画の策定又は見直しをするとき</p> <p>(5) 施策を効果的かつ効率的に推進するための行政評価を実施するとき</p> <p>2 前項各号に規定するもののほか、町民が参加できる機会を設け、議会運営及び行政運営に反映する。</p>	<p>(町民参加の機会の保障)</p> <p>第8条 議会と行政は、次の各号に規定する事項を実施する場合は、町民参加の機会を保障します。</p> <p>(1) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限する内容の条例を制定、改正及び廃止をするとき</p> <p>(2) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定するとき</p> <p>(3) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法などの決定をするとき</p> <p>(4) 総合計画及び分野別の基本的な計画の策定、又は見直しをするとき</p> <p>(5) 施策を効果的かつ効率的に推進するための行政評価を実施するとき</p> <p>2 前項の各号に規定したもののほか、町民参加が有効と思われる場合は、町民が参加できる機会を設けます。</p> <p>3 法令の規定によるものや緊急を要するものは、町民参加を求めないことができます。</p>

解説の内容を分かりやすく条文化した

第2章 基本原則に基づく制度

試案	全体討議案
	<p>(満20歳未満の町民参加の機会の保障)</p> <p>第9条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町民参加の機会を保障します。</p>
<p>(町民参加の方法)</p> <p>第9条 議会及び行政は、前条に規定する事項を実施するとき は、次に掲げる方法を活用して、必要かつ適切な時期に町民の 参加を求めるものとする。</p> <p>(1) 審議会等への委員としての参加 (2) 意見交換会等への参加 (3) アンケート調査等への意見表明 (4) 町民意見募集制度(パブリックコメント)への意見表明 (5) その他適切な方法</p> <p>2 前項各号の方法に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(町民参加の方法)</p> <p>第10条 議会と行政は、必要かつ適切な時期に町民参加の機会を 保障し、次の各号に規定する方法を活用します。</p> <p>(1) 審議会等への委員としての参加 (2) 意見交換会等への参加 (3) アンケート調査等への意見表明 (4) 町民意見募集制度(パブリックコメント)への意見表明 (5) その他適切な方法</p> <p>2 前項各号に規定する方法に関して必要な事項は、別に定めます。</p>

第2章 基本原則に基づく制度

試案	全体討議案
<p>(住民投票)</p> <p>第10条 町長は、次の事項のいずれかに該当し、議会が住民投票の実施を議決した場合は、住民投票を実施するものとする。</p> <p>(1) 議会の議員及び町長の選挙権を有する住民が、地方自治法第74条の規定に基づき、住民投票条例の制定を町長に請求したとき</p> <p>(2) 議会の議員が、地方自治法第112条の規定に基づき、住民投票条例を発議したとき</p> <p>(3) 町長が、中標津町の重要な課題に関して、住民の意思を直接確認する必要があると判断したとき</p> <p>2 住民投票に参加できる者の資格及びその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じて、別に条例で定める。</p> <p>3 議会及び行政は、住民投票の結果を尊重するものとする。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第11条 町長は、次の各号に規定する事項のいずれかに該当し、議会が住民投票の実施を議決した場合は、住民投票を実施します。</p> <p>(1) 議会の議員と町長の選挙権を有する住民が、地方自治法の規定に基づき、住民投票条例の制定を町長に請求したとき</p> <p>(2) 議会の議員が、地方自治法の規定に基づき、住民投票条例を発議したとき</p> <p>(3) 町長が、中標津町の重要な課題に関して、住民の意思を直接確認する必要があると判断したとき</p> <p>2 住民投票に参加できる者の資格とその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じて、別に条例で定めます。</p> <p>3 議会と行政は、住民投票の結果を尊重します。</p>

第 3 章 町民

試案	全体討議案
<p>(町民の権利)</p> <p>第 1 1 条 町民は、議会及び行政に参加する権利を有する。</p> <p>2 町民は、議会及び行政に関する情報を知る権利を有する。</p> <p>3 町民は、前 2 項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けない。</p> <p>4 町民は、公正な行政サービスを受ける権利を有する。</p>	<p>(町民の権利)</p> <p>第 1 2 条 町民は、議会と行政に参加する権利を有します。</p> <p>2 町民は、議会と行政に関する情報を知る権利を有します。</p> <p>3 町民は、前 2 項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けません。</p> <p>4 町民は、行政サービスを公正に受ける権利を有します。</p>
<p>(町民の役割)</p> <p>第 1 2 条 町民は、自治の実現の主体としての役割を自覚し、町民相互の自主性及び自立性を尊重するとともに、自ら町民が主体の自治の実現に努めるものとする。</p> <p>2 町民は、町民の権利の行使にあたっては、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、将来の世代に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>3 町民は、公正な行政サービスを受けるために必要な負担を分担する。</p>	<p>(町民の役割)</p> <p>第 1 3 条 町民は、自治の実現の主体としての役割を自覚し、町民相互の自主性と自立性を尊重するとともに、町民が主体の自治の実現を図ります。</p> <p>2 町民は、町民の権利の行使にあたっては、発言と行動に責任を持つとともに、将来の世代に配慮します。</p> <p>3 町民は、行政サービスを公正に受けるために必要な負担を担います。</p>

第4章 町内会等

試案	全体討議案
<p>(町内会等の定義)</p> <p>第13条 町内会等とは、地縁組織及び町民が主体性をもって組織し、活動する団体をいう。</p>	<p>第4章 町内会及び町民活動団体</p> <p>(町内会及び町民活動団体の定義)</p> <p>第14条 町内会とは、居住する地域の地縁による団体をいいます。</p> <p>2 町民活動団体とは、主体性をもって組織し、社会貢献活動により公益の増進に寄与する団体をいいます。</p>
<p>(町内会等の役割)</p> <p>第14条 町内会等は、地域社会において自らできることを考え、行動し、自治活動の拡充に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>2 町内会等は、多くの町民の参加を促進するために必要な環境づくりに努めるものとする。</p> <p>3 町内会等は、地域の課題解決のため他の町内会等との相互の連携や行政と協働し、活動の充実に努めるものとする。</p> <p>4 町内会等は、地域社会における課題解決のために、行政との協議及び行政への提案をすることができる</p>	<p>(町内会及び町民活動団体の役割)</p> <p>第15条 町内会及び町民活動団体は、地域社会において自ら考え、行動し、自治活動の拡充に取り組みます。</p> <p>2 町内会及び町民活動団体は、多くの町民の参加を促進するために必要な環境をつくれます。</p> <p>3 町内会及び町民活動団体は、地域の課題解決のため、相互の連携や行政との協働により活動の充実に努めます。</p> <p>4 町内会及び町民活動団体は、地域社会における課題解決のために、行政に対し協議や提案をすることができます。</p>

第4章 町内会等

試案	全体討議案
<p>(町内会等における町民の役割)</p> <p>第15条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、町内会等を組織する。</p> <p>2 町民は、地域社会の担い手である町内会等の重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てるよう努めるものとする。</p>	<p>(町内会及び町民活動団体に関わる町民の役割)</p> <p>第16条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、町内会及び町民活動団体を組織します。</p> <p>2 町民は、地域社会の担い手である町内会及び町民活動団体の重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てます。</p>
<p>(町内会等における行政の役割)</p> <p>第16条 行政は、町内会等の自主性と自立性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を促進するため、常に適切な支援を講じるものとする。</p> <p>2 行政は、町内会等から協議及び提案を受けた場合は、その趣旨を尊重し、行政運営に反映させるものとする。</p>	<p>(町内会及び町民活動団体に関わる行政の役割)</p> <p>第17条 行政は、町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を促進するため、支援します。</p> <p>2 行政は、町内会及び町民活動団体から協議や提案を受けた場合は、その趣旨を検討し、その結果を反映します。</p>

試案	全体討議案
<p>(町長の責務)</p> <p>第 2 1 条 町長は、中標津町の代表者として町民の信託に応えるため、行政運営を総合的かつ効率的に行うとともに、その公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。</p> <p>2 町長は、行政運営に関する各年度及び中長期の方針並びに当該方針に基づく政策、財源等について明らかにしなければならない。</p> <p>3 町長は、常に簡素で効率的な行政組織の運営を行わなければならない。</p>	<p>(町長の責務)</p> <p>第 2 2 条 町長は、行政執行の代表者として町民の信託に応えるため、行政運営を総合的に行い、その公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。</p> <p>2 町長は、行政運営に関する方針及び当該方針に基づく政策、財源等について明らかにします。</p> <p>3 町長は、常に簡素で効率的な行政組織の運営を行います。</p>
<p>(執行機関の責務)</p> <p>第 2 2 条 執行機関は、行政運営の透明性の向上が図られるよう公正かつ誠実に執行しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、町民の意見を積極的に把握し、行政運営に適切に反映しなければならない。</p> <p>3 執行機関は、行政運営に関する情報を町民に分かりやすく提供しなければならない。</p>	<p>(執行機関の責務)</p> <p>第 2 3 条 執行機関は、行政運営の透明性の向上が図られるよう公正かつ誠実に執行しなければなりません。</p> <p>2 執行機関は、町民の意見を積極的に把握し、行政運営に適切に反映します。</p> <p>3 執行機関は、行政運営に関する情報を町民に分かりやすく提供します。</p>

試案	全体討議案
<p>(職員の責務)</p> <p>第 2 3 条 職員は、常に町民が主権者であることを認識し、公正かつ適正に職務を遂行する責務を有する。</p> <p>2 職員は、町民との信頼関係を深めるため、常に町民の視点に立ち、自らも地域の一員として自覚し、職務を遂行しなければならない。</p> <p>3 職員は、町民の意向や政策課題に対応するため、施策の立案及び町民の求めることに的確に対応できる知識を習得し、能力の向上に努めなければならない。</p> <p>4 職員は、行政組織の横断的連携を密にした職務を遂行しなければならない。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第 2 4 条 職員は、常に町民が主体であることを認識し、公正かつ適正に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 職員は、町民との信頼関係を深めるため、常に町民の視点に立ち、自らも地域の一員として自覚し、職務を遂行します。</p> <p>3 職員は、町民の意向や政策課題に対応するため、施策の立案及び町民の求めることに的確に対応できる知識を習得し、能力の向上を図ります。</p> <p>4 職員は、行政組織の横断的連携を密にした職務を遂行します。</p>

2011年5月11日

<「第5章議会」試案について 意見交換の取りまとめ>

議会部分の試案を検討して、全体に対しての意見

- ・試案の内容が、議会基本条例で書くような詳細な内容が多く、議会基本条例をつくり、盛り込んだほうがいいのではないか。
- ・自治基本条例は、シンプルに町民にわかりやすく、整理された表現にしたい。町民が迷うような複雑な表現は避けたい。「努めます」というような表現にはしない。やることをハッキリと宣言する条例として、文章を町民会議の総意として検討している。条例全体での統一感を持ちたい。「努めます」という文末について再検討していただきたい。
- ・議会として大切な精神や心構えを書いてほしい。

なぜ、努めますではダメなのか、言いきってほしいのか。

- ・消極的な表現であり、町民が本当にやるのかどうか不安を感じるような表現は避けたい。
- ・普遍的なルールとして条例を作りたい。
- ・議会と行政と町民が手をたずさえて、前へ向かっていくという「決意と覚悟を表す条例」として取り組むイメージで町民会議が取り組んでいる。他の条文が言い切り型で決意を表現しているのに、議会の関わる部分だけが「努めます」という努力目標ではおかしい。「～します」と宣言してほしい。

議会の皆さんへお願い

- ・いろいろ検討した結果、この試案になった経緯や思いを聞き、その上でより良い検討をしたいので、ぜひ一度お話を聞かせてほしい。

(議会の役割と権限)

第18条 議会は、選挙で選ばれた町民を代表する議員で構成されるまちの意思決定機関であり、政策を立案するとともに、執行機関による行政運営を監視する機関です。

2 議会は、議決機関として予算、決算、財産及び政策執行等に関わる意思決定を行う権限を有します。

3 議会は、条例の制定及び改正並びに廃止の権限を有します。

4 議会は、行政の事務に対する監査請求や調査等の監視の権限を有します。

5 議会は、まちの将来の方向性とその実現のため、総合発展計画と都市計画マスタープランを議決する権限を有するとともに、他の議決事項については、地方自治法第96条第2項の規定を準拠します。

条文試案に対する意見

「役割と権限」の2つの項目が書かれているので、分かりにくい。分けた方が明確になるし、町民に分かりやすいので、分けてほしい。

機関の名称が複合的にあり、町民が読んだ時に迷う。分かりやすくしてほしい。(第17条、第18条に共通)

町民の定義から考えると、「町民を代表する」という表現ではなく、「住民」ではないのか。

第19条には「住民から選ばれた公職者」、第20条には「住民の選挙によって選出された議員」という表現があり、整合性がないのではないのか。(第17条、第19条、第20条に共通)

総合発展計画やマスタープランの議決の権限が書かれているが、他の重要な議案もあるので、詳細すぎる文言となりすぎていないか。

(議会の責務)

- 第 19 条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、まちの将来展望をもって活動する責務を有します。
- 2 議会は、町民からの意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有します。
- 3 議会は、情報共有の原則に基づき、町民に本会議や委員会を常に公開し、議論の透明性を図るとともに、非公開の場合は理由を明らかにする責務を有します。
- 4 議会は、町民から提出される請願及び要望等を速やかに検討し、回答する責務を有します。
- 5 議会は、報告会等を開催し、直接、町民との対話の機会を設けるとともに、議会における意思決定の内容とその経過を広報紙等で報告しなければなりません。

条文試案に対する意見

機関の名称が複合的にあり、町民が読んだときに迷う。分かりやすくして欲しい。(第17条、第18条に共通)

(議員の責務)

- 第 20 条 議員は、住民から選ばれた公職者として、中標津町議会議員政治倫理条例(平成14年条例第30号)を遵守し、公益実現のため努力しなければなりません。
- 2 議員は、町民が主体の自治の推進と町民福祉の向上をめざし、常に政策提案するよう努めなければなりません。
- 3 議員は、条例、政策立案能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努めなければなりません。
- 4 議員は、町民の意思の反映を図るため、自主的にまちづくりに関する調査研究に努めなければなりません。

条文試案に対する意見

最高規範として作る自治基本条例なので「倫理条例を遵守する」という表現ではなく、自治基本条例は「町民憲章を遵守する」条例として検討しているので、すべての基本となるように書いてほしい。

第19条全体に、「努めなければなりません」という文末に条例全体との整合性がなくなる。他の条文の文末と同じように、「～します」と言い切り型の文末にしてほしい。「努力しなければなりません」「活動します」

「努めなければなりません」「～します」「政策提案します」「自己研鑽します」「調査研究します」

議員の表現について、整合性がないのではないか。(第17条、第19条、第20条に共通)

(議会と行政の役割)

- 第 21 条 議会と行政は、住民の選挙によって選出された議員と町長及び執行機関によって構成され、その特性を活かして、町民の意思を的確に反映させるよう議論の透明性と緊張感をもって運営されます。
- 2 本会議における議員と町長及び執行機関の職員の質疑応答は、論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行うこととし議員等の質問に対し、議長の許可を得て、反問することができます。
- 3 議会と行政は、地域特性を活かした独創的な政策立案を図るため、広く専門家や町民各層の意見を聴くとともに、積極的に研修会等を企画し、まちの発展のため活動します。

条文試案に対する意見

議員の表現について、整合性がないのではないか。(第17条、第19条、第20条に共通)

本議会の記述があり、細かい表現が多い。役割として大切な精神や心構えを書いて欲しい。

第7章 行政運営の原則

試案	全体討議案
<p>(説明責任)</p> <p>第24条 行政は、町民に対し、行政運営に関する内容及び経過を分かりやすく説明する責任を有する。</p>	<p>(説明責任)</p> <p>第25条 行政は、町民に対し、行政運営に関する内容と経過を分かりやすく説明する責任を有します。</p>
<p>(協働の推進)</p> <p>第25条 行政は、町民と協働して地域社会における課題の解決を図るために必要な措置を講じるものとする。この場合において、行政は、町民の自主的及び自立的な活動を尊重しなければならない。</p>	<p>(協働の推進)</p> <p>第26条 行政は、町民と協働して地域社会における課題の解決を図るために必要な措置を講じるものとします。この場合において、行政は、町民の自主的及び自立的な活動を尊重しなければなりません。</p>
<p>(総合計画)</p> <p>第26条 町長は、行政運営を総合的かつ計画的に運営するため、議会の議決を経て基本構想及び基本計画を定めるとともに、その実現を図るための実施計画を定めるものとする。</p> <p>2 行政は、総合計画(前項に規定する基本構想、基本計画及び実施計画をいう。以下同じ。)以外の計画の策定及び実施にあたっては、総合計画との整合性を確保するものとする。</p> <p>3 行政は、総合計画その他の計画の策定にあたっては、多くの町民の意見を反映させるため、町民参加を積極的に進め、その実施にあたっては進行状況を適切に把握し、毎年当該計画の内容について見直しをするとともに、町民に分かりやすく公表するものとする。</p>	<p>(総合計画)</p> <p>第27条 町長は、行政運営を総合的かつ計画的に運営するため、議会の議決を経て基本構想及び基本計画を定め、その実現を図るための実施計画を定めます。</p> <p>2 行政は、総合計画(前項に規定する基本構想、基本計画及び実施計画をいう。以下同じ。)以外の計画の策定と実施にあたっては、総合計画との整合性を確保します。</p> <p>3 行政は、総合計画その他の計画の策定にあたっては、多くの町民の意見を反映させるため、町民参加を積極的に進め、その実施にあたっては進行状況を適切に把握し、毎年当該計画の内容について見直しをするとともに、町民に分かりやすく公表します。</p>

第7章 行政運営の原則

試案	全体討議案
<p>(財政運営)</p> <p>第27条 行政は、すべての会計を通じた財政運営の状況を分析するとともに、財政運営に関する計画を定めることにより、財政の健全な運営を行うものとする。</p> <p>2 行政は、前項の規定に基づいて、予算を編成し、中長期的な財政見通しにより、財源及び財産の効果的かつ効率的な活用を行わなければならない。</p> <p>3 行政は、予算及び決算の内容並びに財政運営の状況を町民に分かりやすく公表しなければならない。</p>	<p>(財政運営)</p> <p>第28条 行政は、すべての会計を通じた財政運営の状況を分析し、財政運営に関する計画を定めることにより、財政の健全な運営を行います。</p> <p>2 行政は、前項の規定に基づいて、予算を編成し、中長期的な財政見通しにより、財源及び財産の効果的かつ効率的な活用を行わなければなりません。</p> <p>3 行政は、予算と決算の内容及び財政運営の状況を町民に分かりやすく公表しなければなりません。</p>
<p>(出資法人等)</p> <p>第28条 行政は、行政が出資、補助及び職員の派遣を行っている法人その他の団体(以下「出資法人等」という。)に関し、その出資法人等の運営の状況等を定期的に公表するものとする。</p> <p>2 行政は、出資法人等に対する出資、補助及び職員の派遣の目的、効果及び必要性について定期的に調査及び検討を行い、その結果を公表するものとする。</p>	<p>(出資法人等)</p> <p>第29条 行政は、行政が出資、補助及び職員の派遣を行っている法人その他の団体(以下「出資法人等」という。)に関し、その出資法人等の運営の状況等を定期的に公表します。</p> <p>2 行政は、出資法人等に対する出資、補助及び職員の派遣の目的、効果及び必要性について定期的に調査と検討を行い、その結果を公表します。</p>
<p>(政策法務)</p> <p>第29条 行政は、中標津町の課題解決に必要な政策を実現するため、必要に応じて条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の制定及び改廃を行うとともに、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用を行うものとする。</p>	<p>(政策法務)</p> <p>第30条 行政は、中標津町の課題解決に必要な政策を実現するため、必要に応じて条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の制定及び改廃を行い、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用を行います。</p>

第7章 行政運営の原則

試案	全体討議案
<p>(職員の任用及び育成)</p> <p>第30条 行政は、公正かつ適正な手続により職員を任用するものとする。</p> <p>2 行政は、適材適所の職員配置を行うとともに職員研修の充実により、職員の政策形成能力、法務能力その他、必要な能力の向上を図るものとする。</p>	<p>(職員の任用及び育成)</p> <p>第31条 行政は、公正かつ適正な手続により職員を任用します。</p> <p>2 行政は、適材適所の職員配置を行うとともに職員研修の充実により、職員の政策形成能力、法務能力その他、必要な能力の向上を図ります。</p>
<p>(行政手続)</p> <p>第31条 行政は、条例等に基づく処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続に関して共通する事項を定めることにより、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。</p> <p>2 前項に規定する手続に関して共通する事項は、別に条例で定める。</p>	<p>(行政手続)</p> <p>第32条 行政は、条例等に基づく処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続に関して共通する事項を定めることにより、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。</p> <p>2 前項に規定する手続に関して共通する事項は、別に条例で定めます。</p>
<p>(行政評価)</p> <p>第32条 行政は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政が行う事務及び事業について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を予算、事務及び事業へ反映させるものとする。</p> <p>2 行政評価の実施にあたっては、町民参加による外部評価を行うとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく公表するものとする。</p>	<p>(行政評価)</p> <p>第33条 行政は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政が行う事務及び事業について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を予算、事務及び事業へ反映させます。</p> <p>2 行政評価の実施にあたっては、町民参加による外部評価を行うとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく公表します。</p>

試案	全体討議案
<p>(危機管理)</p> <p>第33条 町民は、災害等の緊急時において、相互に助け合い、行動するため防災等に対する意識の高揚を図り、地域における連携協力体制の構築、充実に努めなければならない。</p> <p>2 行政は、災害等の緊急時に備え、町民の生命、身体及び財産の安全性の確保及び向上並びに総合的かつ機能的な危機管理体制の整備を行うものとする。</p> <p>3 行政は、危機管理体制を強化するため、町民の危機管理に対する意識を醸成するとともに、町民、関係団体等との連携を図るものとする。</p>	<p>(危機管理)</p> <p>第34条 町民は、災害等の緊急時において、相互に助け合い、行動するため防災等に対する意識の高揚を図り、地域における連携協力体制の構築、充実に努めなければなりません。</p> <p>2 行政は、災害等の緊急時に備え、町民の生命、身体及び財産の安全性の確保と向上及び総合的かつ機能的な危機管理体制の整備を行います。</p> <p>3 行政は、危機管理体制を強化するため、町民の危機管理に対する意識を醸成し、町民、関係団体等との連携を図ります。</p>

第8章 交流及び連携・協力

試案	全体討議案
<p>(国及び北海道との連携協力)</p> <p>第34条 議会及び行政は、政策を実施するため必要があるときは、国及び北海道との役割分担を踏まえ、国及び北海道に対して適切な措置を講じるよう提案するとともに、相互に連携を図りながら協力するものとする。</p>	<p>(国及び北海道との連携協力)</p> <p>第35条 議会と行政は、政策を実施するため必要があるときは、国及び北海道との役割分担を踏まえ、国及び北海道に対して適切な措置を講じるよう提案するとともに、相互に連携を図りながら協力します。</p>
<p>(他の市町村との連携協力)</p> <p>第35条 議会及び行政は、共通する課題の解決を図るため、他の市町村と相互に連携を図りながら協力するものとする。</p> <p>2 行政は、前項の課題を解決するため、他の市町村と共同で組織を設置できるものとする。</p>	<p>(他の市町村との連携協力)</p> <p>第36条 議会と行政は、共通する課題の解決を図るため、他の市町村と相互に連携を図りながら協力します。</p> <p>2 行政は、前項の課題を解決するため、他の市町村と共同で組織を設置できるものとしします。</p>
<p>(諸団体との連携協力)</p> <p>第36条 議会及び行政は、社会活動に寄与する諸団体、公共性の高い営利を目的としない民間団体と、相互に連携を図りながら協力するものとする。</p>	<p>(諸団体との連携協力)</p> <p>第37条 議会と行政は、社会活動に寄与する諸団体、公共性の高い営利を目的としない民間団体と、相互に連携を図りながら協力します。</p>
<p>(国内外との交流)</p> <p>第37条 町民、議会及び行政は、国内外の様々な人々との交流を深め、その活動によって得た経験、知識及び技術を活かし、町民が主体となる自治の確立に取り組むものとする。</p>	<p>(国内外との交流)</p> <p>第38条 町民、議会及び行政は、国内外の様々な人々との交流を深め、その活動によって得た経験、知識及び技術を活かし、町民が主体となる自治の確立に取り組むものとしします。</p>